

有料職業紹介事業 返戻金制度

当社が紹介した採用決定者（求職者）が一身上の都合により入社日より 6 ヶ月以内に退職した場合には、求人者に対して、領収済み紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて返金します。

- | | |
|-----------------|-------------|
| ● 1 ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 80 % |
| ● 2 ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 60 % |
| ● 3 ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 40 % |
| ● 4 ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 30 % |
| ● 5 ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 20 % |
| ● 6 ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 10 % |

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）一身上の都合にて退職した場合には、この限りではありません。

また当制度は個別の有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります

令和 5 年 6 月 30 日

シー．アール．シー株式会社

労働大臣認可番号 22-ユ-300339

(住所) 静岡県富士市永田町 1 丁目 153

(電話番号) 0545-57-4655